

墨田区長等の給料等に関する条例

昭和 22 年 8 月 4 日

条例第 7 号

第 1 条 墨田区長及び副区長（以下「区長等」という。）の受ける給料、旅費及び手当については、この条例の定めるところによる。

第 2 条 区長等の給料の額は、別表 1 による。

第 3 条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は別表 2 による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 20 号）の適用を受ける職員の例による。

第 4 条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、別に条例で定めるところによる。

第 5 条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 19 号）の適用を受ける職員の例による。

第 6 条 地域手当の月額、給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるものを除き、地域手当の支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第 7 条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 25、6 月及び 12 月に支給する場合においては 100 分の 171.5 を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 給料月額及び地域手当の月額の合計額
- (2) 前号の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額
- (3) 給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額

2 前項の支給割合は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に係る期末手当の例による。

3 前2項に定めるものを除き、期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則（令和2年11月30日条例第36号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

別表1

職名	給料月額
区長	1,131,000円
副区長	913,000円

別表2

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等（日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当については、内閣総理大臣等中その他の者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者（同法第34条第1項第1号に規定する旅行に係る航空賃については、同号口に該当する者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）